第1974回定例研究会報告要旨(1月18日)

## EU における遺伝子組換え作物関連規制の動向

立川 雅司

欧州連合(EU)においては,1999年に遺 伝子組換え体 (GMO) の認可を凍結するとの 決定が環境大臣会合で下されてから, GMO に関する認可は事実上停止状態となっており (デファクト・モラトリアムと呼ばれる), そ の間,GMOをめぐる政策過程を抜本的に見 直す作業が続けられてきた。これらの作業は、 結果的に5年以上に及ぶものとなったが, GMO の環境放出指令の改正 (2001/18/EC と して成立),食品・飼料としての安全性審査規 制,表示規則,トレーサビリティ規則(EU Regulation No.1829/2003 お よ び EU Regulation No.1830/2003 として成立) という 形で,GMO認可に関わる制度的環境がよう やく整備された。とはいえ,これらの規則を 補完するための関連規制である一般種子への GMO 混入限界に関しては,現在(2005年1 月)もなお検討が続けられているところであ る。

また 2003 年 5 月から実質的に活動を開始した欧州食品安全機関も,次々と GMO に関するリスク評価結果を出し,これらを踏まえて,2004 年 5 月には GM トウモロコシ (Bt11) が欧州委員会によって認可され,これにより 5 年余り続いていたモラトリアムは解除されたということができる。

こうした欧州レベルでの政策策定過程と並行して,EU加盟国においても,各国の農業事情や社会経済事情に応じて,GMOを国内政策的にどのように位置付けるかについて,様々な検討が続けられてきた。なかでも注目されるのは,英国政府の動きである。英国では,2003年に国を挙げてGMOについての公開討論等をおこなうと共に,これと並行して政府レベルでも科学的観点および経済的観点からGMOを評価する作業をおこなった。また3年前から実施されていた大規模農場実験の結果が2003年秋に公表され,GMOをめぐる生態系への影響に関しても一定の見通しが

示された。そして GM トウモロコシ栽培の条件付き承認という英国政府の方針に結び付いた。

このように 2003 年は,ここ数年遅々とした 動きしか見せなかった欧州において,GMO 政策をめぐって様々な画期となる政策導入や 政策論争がおこなわれた年となり, ある意味 では、今後の欧州における GMO 政策の分水 嶺を形づくる年となったともいえる。本報告 では,2003年12月および2004年11月に実 施した欧州での現地ヒアリング調査で得られ た知見を踏まえて,最近の欧州における GMO 政策について概観し、特に最近の懸案 事項として広く議論されている GMO をめぐ る共存政策, すなわち GMO と慣行栽培, 有 機栽培との共存方策に関する各国の検討状況 について報告した。具体的には,デンマーク, ドイツ,オランダ,イタリアなどで検討され つつある共存方策の特徴について整理した。 その結果, EU 域内においてかなり意味合い の異なった共存方策が策定されつつあること が明らかになった。このような共存方策の特 徴の相違は,その国ごとの政治的情勢や農業 の性格 (大規模経営の割合や地形条件の相違) によって異なってくると考えられ、この意味 で,共存方策は当該国の農業事情の鏡でもあ ると考えることができる。

「詳しくは、『農林水産政策研究』第8号および『(独) 農業生物資源研究所研究資料』第4号(近刊)掲載の拙稿を参照されたい。」